

グローバル化が進む今日の個人住民税の現状と課題・対応

大阪府高槻市総務部市民税課
岡 涼加

1 はじめに

日本は2008年頃から少子高齢化が進んでいる。若者が少なくなり高齢者が増えていく少子高齢化現象は今後も進んでいくであろうし、出生率が急激に増加することは考えにくい。このような状況の中での外国人住民の増加は、労働力の増加や人口減少にある日本への貢献が期待できる。2020年1月1日現在の外国人住民は、286万6,715人で、前年より19万9,516人増加した。また2019年4月には、外国人労働者の単純労働を許可する新たな在留資格である「特定技能」が新設された。この特定技能による外国人労働者の受け入れで、直近5年で34万5,000人の働く外国人の増加が見込まれており、今後もさらに外国人が増えていくことが想定される。

本レポートでは、外国人住民の増加によりグローバル化が進む今日の個人住民税の現状と課題・対応について検討することを目的とする。

2 現状・問題点

上記のように外国人の短期労働者が増加している中、個人住民税は前年の所得に対して翌年度に課されるものであり、所得の発生と納税に時差が生じているため、納税通知書発送時には国外に出国したりする 경우가多くみられる。出国の際には転出手続きが必要であるが、罰則規定がないことなどから無断出国する人も多く、市町村は該当する外国人の帰

国後の住所や電話番号などの情報を把握できずに徴収できないことが増えている。

さらに、外国人の住民税が特別徴収されずに普通徴収になっており、納税管理人を選任せず、残税額の一括徴収もせず出国してしまう外国人労働者が多いことが問題として挙げられる。

今回の研修のグループ討議においても、昨年収入がありながらも新型コロナウイルス感染症の影響で納税通知書発送前に帰国してしまい、納税管理人も選任されておらず普通徴収であったため、公示送達を実施していた市町村が数多くあった。こういった現状が発生している一番の理由は、住民税の理解がまだまだ得られていないことが考えられる。

3 対策

既述の現状・問題点を踏まえ、対策案について検討する。さらに、現在当市で行っている取組と今回の研修で参考になった取組についても述べる。

(1) 納税管理人の徹底

地方税法第300条及び高槻市市税条例第14条では、市民税の納税管理人について規定されているが、実際には納税管理人が選定されていないことが多い。個人・法人を問わず、また納税義務者の居住する市町村の地域外の者であっても選任することができることから、納税義務者と雇用契約という特別の関係にある事業所を、あらかじめ納

税管理人として選任しておくことが最善案であると考え。従業員であった者の納税義務が消滅するまで従業員の所在地を的確に把握しておくことが事業所側にとって過度な負担となるのであれば、出国する場合は納税管理人を選任してから出国させるか、納税管理人を選任してから入国させる必要がある。

また今回のグループ討議では、外国人が帰国するため転出届の提出で来庁した際に、市民税課や国民健康保険課などの関係部署に立ち寄るよう市民課が促している市町村があった。当市は他部署と連携していないので参考にしていきたい。

(2) 特別徴収の推進

住民税についての理解がまだまだ得られていないことから、特別徴収未実施の事業所に対してお知らせや電話での協力依頼等を行い、特別徴収の推進に向けた取組を実施することも対策案である。当市では、特別徴収義務者に、特別徴収税額通知書を送付する際に「特別徴収のしおり」を同封し、一括徴収に関しての案内をしている。

(3) 外国人納税義務者に対する案内

外国人労働者の中には、日本語が分からないため、税の納付方法も分からないという方も一定数存在することから、まずは個人住民税とはどういったもので、どのように納付するのかについて多岐にわたる啓発活動を実施する必要がある。当市は「たかつき生活ガイド」を発行しており、英語版・韓国語版・中国語版で簡単な税の内容について記載している。また、窓口には平易な日本語や外国語（英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語）での案内を配置し、外国人対応としている。

他市では普通徴収の納税通知書に外国語で記載したチラシを同封しているそうで当市にも取り入れていきたい。

(4) 納税義務者による残税額の一括徴収

「残税額の一括徴収」は、①納税義務者が6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合及び②当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合であって、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならないとされているものである（地方税法第321条の5第2項）。

地方税法のとおり、現在は納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申出がなければ一括徴収できないが、これを事由（退職）発生時期に限らず、一括徴収を原則化する必要がある。

(5) 予納制度の活用

賦課期日以降で、かつ、当初賦課決定となる6月までに国外に出国する者への対策として、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴収する予納制度を活用する。特別徴収義務者は所得税の年末調整等により把握した給与所得金額から簡易な計算で個人住民税の税額相当額を算出し、納付することとする案である。この案について当市は実施していないが他市町村では検討されている。

(6) 個人住民税の現年度課税化

現年度課税化の実現については、令和元年度個人住民税検討会での議題とされており、長年の課題とされている。多くの課題があることは重々承知だが、住民税も見込み額で徴収しておいて、現年度で調整する年末調整の考え方をを用いて、次年度で還付する現年度課税の仕組みの導入を検討できないだろうか。給与が支給された段階で徴収すれば、住民税の仕組みを理解していないために、給与や退職金を使ってしまい翌年度に滞納者になってしまう方も減らすことができるだろう。令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症により失業・リストラに伴って減免の相談が大変多く寄せられたが、現年度課税であれば相談件数は少なかっただろうと推測される。納税義務者、特別徴収義務者及び市町村の理解を得られる案とすることが必要不可欠であるし、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化のさらなる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を模索しつつ、引き続き検討していくことが必要である。

4 おわりに

働き方の多様化や外国人労働者の増加が今後も進展していく中で、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。また、これまでに述べた課題は外国人労働者に限ったものではなく、滞納者全体に共通するものも多い。引き続き、特別徴収義務者・市町村・納税義務者の負担を考慮しつつ、具体的な対応方策の検討を進めていくことが必要である。個人的には、個人住民税の現年度課税化に向けた検討の重要性はさらに高まっていくと考えられるし、現年度課税に

については賛成であるため期待している。

【参考文献】

- ・ 高槻市市税条例
- ・ 総務省 「外国人の方の個人住民税について」
- ・ 総務省 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
- ・ 総務省 「平成30年度 個人住民税検討会報告書」
「令和元年度 個人住民税検討会報告書」
- ・ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和元年10月末現在）
- ・ 月刊『税』2019年12月号「外国人増加による個人住民税の課題」